

社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条、第25条及び社会福祉法人美濃加茂市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、常勤役員、非常勤役員等をいう。

2 この規程において、常勤役員は、常務理事をいう。

3 この規程において、非常勤役員等は、評議員、常勤役員を除いた理事、監事及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員については、報酬及び賞与を支給する。

(2) 非常勤役員等については、その職務のため法人業務を行う場合に、報酬として日額3,000円を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。ただし、美濃加茂市との職員派遣協定により派遣された職員が就任した場合においては、その派遣協定に基づいた報酬等を支給する。

(1) 報酬については、月額230,000円とする。

(2) 賞与については、6月1日及び12月1日（以下、「基準日」という。）に在職する者には、それぞれの基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、報酬月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

① 6箇月 100分の100

② 5箇月以上6箇月未満 100分の80

③ 3箇月以上5箇月未満 100分の60

④ 3箇月未満 100分の30

(3) 通勤手当については、美濃加茂市職員の給与に関する条例第12条の規定に準ずる額

2 役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月 21 日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、職員給与規程第 5 条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。

2 報酬等は原則として、本人の同意のもとに全額を直接本人名義の金融機関口座へ振り込みにより支払う。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第 6 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。